

## 平成14年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成14年11月27日(水)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

1. 日 時 平成14年11月27日(水) 14:00～15:10
2. 場 所 兵庫県農業共済会館(神戸市中央区)
3. 議事要旨

#### 1号議案: 阪神間都市計画用途地域の変更

##### 【議案の説明】

用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域についての建築物の建ぺい率(数値)は建築基準法により定められていたが、平成14年7月の都市計画法及び建築基準法の改正により、都市計画で定めることとなった。このため、阪神間都市計画区域(三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)について、従来通りの数値で建ぺい率を指定するものである。

##### 【概要】

建ぺい率を指定する用途地域：建ぺい率

- ・第一種住居地域：60%
- ・第二種住居地域：60%
- ・準住居地域：60%
- ・近隣商業地域：80%
- ・準工業地域：60%
- ・工業地域：60%

##### 【採決の結果】

原案どおり可決

---

#### 第2号議案: 阪神間都市計画緑地の変更(10号尼崎の森中央緑地の決定)

#### 第3号議案: 阪神間都市計画道路の変更(3.2.197号扇町線の変更)

#### 第4号議案: 阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(尼崎臨海西部土地区画整理事業の変更)

#### 第2・3・4号議案は関連案件のため一括審議

##### 【議案の説明】

##### (1) 阪神間都市計画緑地の変更(10号尼崎の森中央緑地の決定)

尼崎臨海西部地域は、尼崎臨海再生のための拠点形成を目指し、産業の高度化や都市的土地利用を誘導するため、道路、公園等の都市基盤整備を図るべく、土地区画整理事業と区域内の都市施設の都市計画事業を進めている地区である。

尼崎臨海地域を魅力と活気あるまちに再生するため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとした「尼崎21世紀の森構想」が、本年3月に策定された。

この構想の中で、尼崎臨海地域のほぼ中央に位置する拠点地区は、先行的に整備を進める地区の一部に位置づけられており、21世紀を時間軸として長期的に取り組んでいく中で、拠点的な森、まち交流拠点、産業の育成支援拠点の3つの機能を先導的に整備し、地域全体に整備効果を波及させていく役割を果たす地区である。

本計画区域は拠点地区のうち、人々が豊かな自然とふれあうことができ、また、その環境の中で、健康・文化活動やレクリエーションを通じて人々が楽しく交流できる拠点的な森となるエリアであり、都市緑地として都市計画決定するものである。

〔概要〕

尼崎の森中央緑地（都市緑地） 面積約18.9ha

(2) 阪神間都市計画道路の変更(3.2.197号扇町線の変更)

扇町線は、尼崎臨海西部地域の土地利用の増進と安全円滑な交通処理を図る南北方向の骨格となる幹線街路として、延長約870mで都市計画決定している。

しかし、「尼崎21世紀の森構想」の中で同地域が、先行的に整備を進める地区の一部に位置づけられ、南側部分を緑地として整備する計画となったことから、扇町線を廃止する。

なお、「尼崎21世紀の森構想」における土地利用計画に合わせるため、扇町線の廃止に合わせて、尼崎市決定の東扇町線の起点を北方向に延伸し、臨海幹線に接続させる変更を行うこととしている。

〔概要〕

3.2.197号扇町線 幅員30m(4車線) 延長870m(道路の廃止)

(3) 阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(尼崎臨海西部土地区画整理事業の変更)

尼崎臨海西部地域は「尼崎21世紀の森構想」において核となる都市緑地を中心に先行的に整備を進める地区の一つとして位置づけられていることから、構想のテーマである「森と水と人が共生する環境創造のまち」に向けた土地利用の見直しを行い、公共施設の配置及び宅地の整備方針を変更するものである。

〔概要〕

公共施設の配置の変更

道路 3.2.197号扇町線の廃止 3.4.647号東扇町線の変更

公園 3.3.423号西新殿公園の廃止

緑地 10号扇町緑地の廃止

緑地 10号尼崎の森中央緑地の決定

宅地の整備の方針の変更

土地利用における住宅を廃止

【主な意見等】

- ・ 委員から、施設の規模、運営の見通し等が明らかとなっていない現時点での都市計画案の提案は問題であるとの意見があった。

【採決の結果】

**第2・3・4号議案とも原案どおり可決**

---

## 第5号議案: 建築基準法第52条第7項第1号の規定による区域の指定について

【議案の説明】

平成14年7月12日付けにて建築基準法が改正され、法第52条第7項の規定が創設された。本規定により、住宅の用に供する建築物にあつては、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域において、特定行政庁が指定する区域以外は、容積率が都市計画で定められた容積率の1.5倍以下で政令で定める方法により算出した数値とみなされることとなった。

このため、県が業務を行う区域のうち当該用途地域を持つ26市町の第1種住居地域、第2

種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域の区域については、都市計画で定められた従来どおりの容積率で運用することとし、区域を指定するものである。

[ 概要 ]

西脇市他25市町の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域のすべての区域を建築基準法第52条第7項第1号の規定に基づく区域として指定する。

[採決の結果]

**原案どおり可決**

---

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
都市行政係 078-362-3587

**なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、12月下旬には同センターにおいて閲覧することができます。**